

一般財団法人京都市職員厚生会定款

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条～第4条）
- 第3章 資産及び会計（第5条～第11条）
- 第4章 評議員（第12条～第15条）
- 第5章 評議員会（第16条～第23条）
- 第6章 役員（第24条～第30条）
- 第7章 理事会（第31条～37条）
- 第8章 定款の変更及び解散（第38条～第40条）
- 第9章 公告の方法（第41条）
- 第10章 会員及び会費（第42条・第43条）
- 第11章 事務局（第44条）
- 第12章 雑則（第45条）
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人京都市職員厚生会（以下「厚生会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 厚生会は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 厚生会は、会員の福祉の増進と福利厚生の実を図り、京都市行政の円滑な推進に資するとともに、広く公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 厚生会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員の福利厚生に関する事業

- ア 会員に対する災害給付及び慶弔その他の給付
- イ 会員の臨時の支出等に対する資金の貸付け
- ウ 会員の保養又は教養のための施設の管理運営
- エ 会員のための生活必需物資のあっせん及び割賦販売の取扱い
- オ 生命保険及び損害保険の団体取扱い
- カ その他福利厚生に関する事業

- (2) 市が行う福利厚生事業の受託
- (3) 京都市民の福祉及び便益に資する事業
 - ア 市民の福祉増進のための事業
 - イ 市民の便益に資するための施設の管理運営
- (4) その他厚生会の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 厚生会の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、厚生会の基本財産とする。

- 2 基本財産は、厚生会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(資産の種類)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

- 2 基本財産は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 厚生会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 厚生会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 厚生会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 厚生会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表

- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を得なければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 厚生会に評議員21名以上24名以内を置く。

(評議員の選任及び解任の方法)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員には、報酬を支給しない。ただし、学識経験等を有する評議員に対しては、評議員会において別に定める報酬の支給基準に基づき報酬を支給することができる。

2 評議員には、職務を行うため要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の日時、場所、目的である事項及びその他法令で定められた事項を記載した文書をもって、開会の日々の7日前までに通知しなければならない。ただし、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項から第3項の規定にかかわらず、理事長が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した評議員及び理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人が議長とともに記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 厚生会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、厚生会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、厚生会の業務を分担執行する。
- 5 理事長及び副理事長並びに常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、厚生会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 役員には、報酬を支給しない。ただし、財務の専門知識を有する監事に対しては、評議員会において別に定める報酬の支給基準に基づき報酬を支給することができる。

2 役員には、職務を行うため要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 厚生会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職
- (4) その他理事会の職務として法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、理事及び監事に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した文書をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

4 第1項及び第2項の規定により定められた理事(以下「招集権者」という。)以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事長、副理事長及び常務理事の解職
- (2) 基本財産の処分又は除外の承認

3 前2項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)

の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第39条 厚生会は、基本財産の滅失による厚生会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第40条 厚生会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 厚生会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 厚生会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 会員及び会費

(会員)

第42条 厚生会に会員を置く。

2 京都市職員は、会員とする。

3 その他会員に必要な事項は、別に定める。

4 会員は、厚生会の目的及び事業の推進に積極的に協力しなければならない。

(会費)

第43条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費に関する事項は、別に定める。

第11章 事務局

(事務局及び職員)

第44条 厚生会の業務を遂行するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 職員の任免は、理事長が行う。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、別に定める。

第12章 雑則

(委任)

第45条 この定款において別に定めることとされている事項及びこの定款の施行に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は田中照人とする。
- 4 この法人の最初の副理事長は吉田良比呂とする。
- 5 この法人の最初の常務理事は奥孝司とする。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
現金	3,000万円

附 則

この定款は、平成25年4月8日から施行する。